

## 第1部 目標を実現するための施策

### 「いきいきとしたふるさと中津川」をつくります

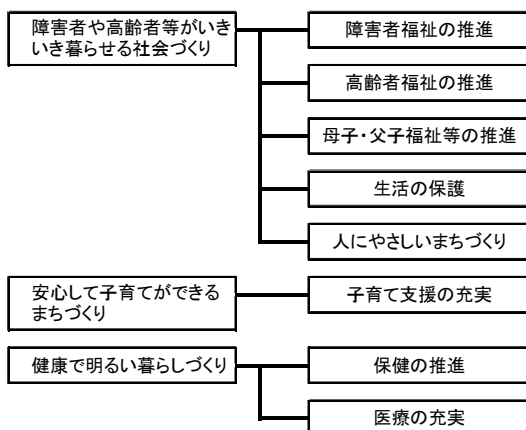
#### 1 安心できる温かい福祉のまちをつくります

- 生涯を通じて、その人らしく、自らの意思で自由に行動し、健やかに安心して住み慣れた地域や家庭で充実した生活を送ることが、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、市民共通の願いです。
- しかし、障害、高齢、子育てなど様々な理由により、支援を必要とする市民ニーズは、ますます増大することが予想される一方、核家族化、地域コミュニティの希薄化などがすすみ、家族や地域で支え合うという形が失われつつあります。
- そのためには、家庭や地域の中で、思いやり、助け合う気風を復活し、「支えていくのは、すべて市民である。」という社会連帯の考えに立ち返る必要があります。
- まず、市民が自助の力を高め、その取り組みを事業所、地域などの幅広い連携と協力により支える互助の力をつけていくことが大切です。
- 市役所は、障害者、高齢者、子育て、健康などの様々な福祉分野におけるこれらの活動の活性化を促進する役割と、本当に助けを求めている人たちに対し、「狭く深い」公的な支援を担う役割という二つの役割に、積極的に取り組む必要があります。

#### (まとめ)

- こうした考え方を基本に、市民、事業所、地域、市役所が自らの役割を明確に認識し、自助・互助・公助の精神でお互いに協力していくことにより、市民がそれぞれの地域でいきいきと生活できる「**安心できる温かい福祉のまち**」をつくります。

## 施策の体系



### 1-1 障害者や高齢者等がいきいき暮らせる社会づくり

#### 障害者福祉の推進

- ◆ 障害の早期発見と社会的な自立及び参加を可能な限り実現させるため、教育・就学指導を推進します。
- ◆ 心身障害児の望ましい成長発達を促す就学前教育やその可能性を育て、社会参加や自立をめざす障害児教育の充実に努めます。
- ◆ 障害を持つ人が、自立した生活を営み、社会参加や交流ができるよう、在宅及び施設における福祉サービスの充実に努めます。
- ◆ 障害に対する市民の正しい理解や認識を得ながら、障害者と市民との交流を促進するとともに、社会参加の機会の拡充や参加しやすい環境づくりを推進します。
- ◆ 障害を持つ人の就業機会の確保を図るため、関係機関と連携し、民間企業の理解と協力を求め、雇用の促進に努めます。

#### 高齢者福祉の推進

- ◆ 高齢者が、日常生活において健康でゆとりと生きがいを持って暮らし続けることができるよう、多様な学習活動の促進、社会参加・交流の促進、就業の促進に努めます。

- ◆ 高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう、地域に根ざしたサービス基盤の整備と、地域包括支援センターを軸とした総合的な地域ケアの推進に努めます。
- ◆ 独居高齢者への配食サービス、福祉車両による移送サービス、緊急通報システム、住宅のバリアフリー化等の改修の支援など、幅広い自立支援のための市民ニーズに対応したサービスの充実に努めます。
- ◆ 在宅での生活が困難な高齢者のニーズに対応するため、民間の社会福祉法人等の協力を得ながら、特別養護老人ホーム、グループホームなど施設介護サービスの充実に努めます。

#### 母子・父子福祉等の推進

- ◆ 母子・父子家庭等に対しては、子育てなど家庭生活の安定を図るため、相談業務の充実、医療費等の扶助により、経済的自立や生活面への支援に努めます。
- ◆ 地域社会のなかで何らかの手助けを必要とする市民に対する支援活動や市民相互の助け合い活動を促進します。

#### 生活の保護

- ◆ 生活に困窮している家庭の生活の安定と向上を図るため、生活保護制度、福祉医療制度などの適正な運用に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、自立援助を行います。

#### 人にやさしいまちづくり

- ◆ 市民生活の利便性の向上と、移動手段を持たない市民の社会参加の機会を拡大するため、安い料金で移動できる福祉バス等を導入します。
- ◆ ユニバーサルデザインの導入を考慮し、すべての人にやさしい施設整備をすすめます。また、既存の公共施設については、改修を中心にバリアフリー化を推進します。

※ ユニバーサルデザイン:障害者、高齢者、子どもなど、だれもが使いやすいようにはじめから考えて、製品、建物、環境等をつくりだそうという考え方

## 1-2 安心して子育てができるまちづくり

### 子育て支援の充実

- ◆ 妊産婦の産前産後の不安を和らげ、母子の精神的孤立を防止するため、母子の健康管理体制の充実に努め、各種健康相談・指導、疾病の早期発見、育児指導、栄養指導等の充実に努めます。
- ◆ 保育所と幼稚園との連携を深めるとともに、児童が適切な保育を受けられるように、市と民間との連携を図りながら、保育需要の動向に応じた保育サービスの充実に努めます。
- ◆ 地域における相互援助組織としてのファミリーサポートセンター事業を推進するとともに、保護者の留守家庭の児童が安心して放課後を過ごせるよう、放課後児童クラブ事業の充実に努めます。
- ◆ 高齢者の知恵と経験を生かした子どもと高齢者のふれあいの場を設置し、世代を越えた心のふれあいや相互理解を深めるとともに、地域における子育ての推進を図ります。

## 1-3 健康で明るい暮らしづくり

### 保健の推進

- ◆ 「自分の健康は自分の手で」という基本理念のもとに、若年期からの健康づくりを支援するとともに、社会環境やライフスタイルの変化などを踏まえながら、市民が自ら取り組む健康づくり活動（正しい食生活、適度な運動、十分な休養、趣味を楽しむなど）の推進に努めます。
- ◆ 各種健康診査の受診率を高め、健康のチェック、疾病の早期発見と早期治療につなげるとともに、様々な疾病に大きく影響を及ぼす食習慣、運動習慣、生活習慣の改善を図る一次予防対策の推進に努めます。

- ◆ 幼児の保健指導や学校保健の充実に努め、幼児、児童、生徒の健やかな育成を促進します。

### 医療の充実

- ◆ 市民病院、坂下病院、公立診療所の役割と基本的な方向を明確にし、それを踏まえたうえでそれぞれの持つ機能の向上に努めます。
- ◆ 市民病院の小児科医師の増員、休日の日直体制の確立などにより、小児科外来及び小児救急の充実に努めます。
- ◆ 市民病院については高度医療の充実を図り、急性期医療から救急救命（三次医療を含む）を担い、坂下病院については二次医療までを中心に充実させ、公立診療所については地域に根ざした一次医療を担います。

※ 急性期医療:病気発症時の医療

※ 三次医療:心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷など一刻を争う救命医療

※ 二次医療:手術・入院治療を必要とする患者を担う医療

※ 一次医療:比較的軽症の患者の診療を担う医療

- ◆ 中津川市地域保健医療計画（仮称）に基づき、市民病院、坂下病院と一次及び二次医療を受け持つ病院、診療所、開業医との医療連携の強化を図り、総合的な地域医療体制の充実に努めます。
- ◆ 県立病院、大学病院等の専門医療機関との高次機能分担をすすめます。
- ◆ 開業医との医療連携の強化による小児緊急医療体制の充実に努めます。
- ◆ 休日夜間当番医制、病院群輪番制等の推進により、休日及び夜間における一次・二次救急医療体制と歯科救急医療体制の充実に努めます。